

令和3年度 静岡支部事業計画(案)について

本部事業計画の概要

令和3年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートする保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組みに加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、3年後に保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、今年度実施すべき取組みと進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

（1）基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める
- ・ 協会決算や今後の見通しに関する情報発信
- ・ 各種審議会等の場における意見発信

●現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ 標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- ・ 不正の疑われる申請の重点審査と積極的な立入検査の実施
- ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づく効果的な点検の推進

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進

- ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- ・ 債権の早期回収、保険者間調整及び法的手続きによる返納金債権の回収率の向上

●業務改革の推進

- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・ 職員の意識改革と柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上

(2) 戦略的保険者機能

【主な重点施策】

● 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
- ・ 地方自治体との連携（市との協定締結の推進等）によるがん検診との同時実施等の拡大
- ・ 事業者健診データの取得に係る新たな提供・運用スキームの構築に向けた国への働きかけの実施

● 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 外部委託による健診当日の初回面談の更なる推進及び情報通信技術の活用
- ・ 特定保健指導のアウトカム指標の設定に着手
- ・ 身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成及び保健師の育成プログラムの策定に着手

● 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨の確実な実施
- ・ 現役世代の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の検討

● コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス及びコンテンツの観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図る
- ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るための新たなポピュレーションアプローチの検討
- ・ メンタルヘルスの予防対策の充実の検討

● ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 支部ごとに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明らかにし、優先順位を付けて取組みを実施
- ・ 都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した効果的な取組みの実施

(2) 戦略的保険者機能

【主な重点施策】

- **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信**
 - ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるエビデンスに基づく効果的な意見発信
 - ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信
- **外部有識者を活用した調査研究の実施**
 - ・ 医療保険制度の持続性の確保等につながる医療費適正化の施策等の検討のための調査研究の実施
- **インセンティブ制度の実施及び検証**
 - ・ 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえた、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等の検討
- **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進**
 - ・ 主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレット等の作成
 - ・ youtube等の動画を活用した広報の実施

(3) 組織・運営体制関係

【主な重点施策】

- **人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置**
 - ・ グループ長補佐のマネジメント能力の向上
 - ・ 標準人員に基づく適切な人員配置と次期システム構想等の実現による標準人員の見直しの検討
- **本部機能及び本部支部間の連携の強化**
 - ・ 戦略的保険者機能を更に強化するための本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討
- **内部統制の強化**
 - ・ 内部統制基本方針に基いた内部統制整備の着実な推進
- **中長期を見据えた次期システム構想の実現**
 - ・ 次期業務システム及び次期間接システムのサービスインに向けた適切な工程管理や各種作業等の確実な実施

静岡支部の主な重点施策

(1) サービス水準の向上 業務グループ

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者、事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。

KPI

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を99.1%以上とする

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
①サービススタンダード達成状況	100%	100%	100% (R2.11末)
②現金給付等申請の郵送化率	99.1%	98.2%	99.1% (R2.11末)

(2) 限度額適用認定証の利用促進 業務グループ

KPI設定なし

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

(3) 現金給付の適正化の推進 業務グループ

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。
- ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

(4) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 業務グループ

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について**対前年度以下**とする

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
柔道整復施術療養費申請割合	前年度以下	0.66%	0.75%（R2.11末現在）

(5) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進 業務グループ

KPI設定なし

- ・ 審査手順の標準化を推進する。
- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(6) 被扶養者資格の再確認の徹底 業務グループ

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を**92.7%以上**とする

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
被扶養者資格確認書の提出率	92.7%	92.0%	65.1% (R2.11末)

(7) オンライン資格確認の円滑な実施 業務グループ

KPI設定なし

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。

(8) 業務改革の推進 業務グループ

KPI設定なし

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

(1) 効果的なレセプト点検の推進 レセプトグループ

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検の在り方について検討する。

KPI

- ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率^(※)について**対前年度以上**とする
(※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの審査額を**対前年度以上**とする **(新設)**

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
①レセプト点検の査定率	前年度以上	0.379%	0.321% (R2.11末)
②再審査レセプト1件当たりの査定額	前年度以上	—	5,005円 (R1年度)

(2) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 レセプトグループ

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

KPI

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
①保険証回収率	前年度以上	95.8%	96.54% (R2.10末)
②返納金債権回収率	前年度以上	66.06%	45.62% (R2.10末)

(1) - 1 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上（被保険者） 保健グループ

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：427,965人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 受診率65.8%（受診見込者数：281,602人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率7.6%（取得見込者数：32,525人）
- 受診勧奨対策
 - ・ 受診率の向上に向け、加入事業所、健診機関、関係団体等との連携を強化した健康意識の啓発活動を通じて、健診受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制を構築し、加入者の利便性の向上及び受診者の増加を図る。
 - ・ 事業所における健診受診状況を確認し、事業者健診結果データ提供の利点（メタボリスク有無の発見及び必要な人には特定保健指導を実施）を事業主に周知し、従業員への健康づくりの重要性とデータ提供の促進を図る。
 - ・ 新規加入事業所及び加入者への健診案内を確実に実施する。

KPI

- ①生活習慣病予防健診受診率を**65.8%以上**とする
- ②事業者健診データ取得率を**7.6%以上**とする

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
①生活習慣病予防健診受診率	65.8%	63.7%	32.7%（R2.11末）
②事業者健診データ取得率	7.6%	6.0%	3.07%（R2.11末）

(1) - 2 特定健診受診率の向上（被扶養者） 保健グループ

○ 被扶養者（受診対象者数：120,430人）

・ 特定健康診査 受診率 26.1%（受診見込者数：31,432人）

○ 受診勧奨対策

- ・ 市町が行うがん検診と連携した「特定健診とがん検診の同時実施可能な集団健診」、協会主催の「オプション測定器付の集団健診」等、加入者の特性やニーズに応じた集団健診を設定し、受診者の増加を図る。
- ・ スマートフォンアプリLINEのお友達登録機能を活用した受診勧奨、健康情報の発信。

KPI

被扶養者の特定健診受診率を**26.1%以上**とする

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
特定健診受診率（被扶養者）	26.1%	26.0%	8.5%（R2.11末）

(2) - 1 特定保健指導の実施率及び質の向上（被保険者） 保健グループ

○ 被保険者（特定保健指導対象者数：63,454人）

・ 特定保健指導 実施率21.2%（実施見込者数：13,452人）

（内訳）協会保健師実施分 8.5%（実施見込者数：5,381人）

アウトソーシング分 12.7%（実施見込者数：8,071人）

○ 保健指導の利用勧奨対策

・ 健診当日に特定保健指導実施可能な委託機関及び初回面談分割実施可能な健診機関を増やす。

・ 特定保健指導を契約できていない健診機関に、協会保健指導者が入り、特定保健指導の実施ノウハウ等を健診機関に指導する。

・ 支部における保健指導利用勧奨の実施及び指導受入れ意思確認を、早期に実施する。

・ 保健指導勧奨を一部外部委託し、特定保健指導実施者数を効果的に増やす。

KPI

被保険者の特定保健指導の実施率を**21.2%以上**とする

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
特定保健指導実施率（被保険者）	21.2%	17.1%	8.9%（R2.10末）

(2) - 2 特定保健指導の実施率及び質の向上（被扶養者） 保健グループ

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,703人）
 - ・ 特定保健指導 実施率16.5%（実施見込者数：446人）
- 保健指導の利用勧奨対策
 - ・ 健診当日に特定保健指導初回面談分割実施が可能な健診機関を増やす。
 - ・ オプショナル測定付集団健診等での健康相談において、特定保健指導対象予定者に対しアプローチを行う。

KPI

被扶養者の特定保健指導の実施率を16.5%以上とする

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
特定保健指導実施率（被扶養者）	16.5%	9.1%	6.9%（R2.11末）

(3) 重症化予防対策の推進 保健グループ

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数：2,764人（※）

（※）高血圧（収縮期血圧180mmHg以上または拡張期血圧110mmHg以上）、
高血糖（空腹時血糖値180mg/dl以上またはHbA1c8.4%以上）に該当する者

- ・対象者に対し、文書勧奨と併せて電話勧奨を実施する。
- ・未治療者を放置しない取組みとして、健診機関から未治療者へのアプローチを強化する。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・静岡市糖尿病性腎症予防プログラムに則り、静岡市在住の糖尿病性腎症の対象者に対し、受診勧奨を文書で実施する。その際に、受診ハガキを同封し、受診状況を確認する。

【対象者】空腹時血糖値126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上、主傷病名に糖尿、糖代謝、耐糖能と入っていない者で、

1)もしくは2)に該当する者

1)尿たんぱく（+）以上

2)腎機能低下者（健診受診年齢）

（49歳以下） eGFR：60ml/分/1.73m²未満

（50～69歳） eGFR：50ml/分/1.73m²未満

（70歳以上） eGFR：40ml/分/1.73m²未満

KPI

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**11.8%以上**とする

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	11.8%	12.9%	11.14%（R2.10末）

(1) 健全な財政運営 企画総務グループ

- ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。
- ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。

(2) コラボヘルスの推進 企画総務グループ

- ・健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。
- ・健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。
- ・保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。
- ・健康経営の実践により、実際の経営状況や財務状況にどのような影響が出るのかという視点から、事業所調査を行い、結果を事業所へ発信する。

KPI

健康宣言事業所数を**5,500事業所以上**とする（新設）

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
健康宣言事業所数	5,500事業所	—	5,336事業所（R2.11末）

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 企画総務グループ

- ・本部で作成した動画等を活用し、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
- ・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施する。

KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を**58.0%以上**とする

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	58.0%	55.0%	56.7% (R2.11末)

(4) ジェネリック医薬品の使用促進 企画総務グループ

- ・ジェネリック医薬品の使用状況を可視化した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により、支部の課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。
- ・医療機関、薬局ごとの可視化ツール及び医薬品実績リスト等を活用し、課題となる医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。
- ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布等の取組みを着実にを行う。
- ・県や他の保険者と連携した「ジェネリックお見積り」事業を展開し、薬局の店頭においてジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額を即時に試算できる取組みを実施する。
- ・医療保険制度や診療報酬上の課題等について、情報を収集し、事業対応の検討を行う。

KPI

協会けんぽ（静岡支部）のジェネリック医薬品使用割合（※）を**81.0%以上**とする

（※）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
ジェネリック医薬品の使用割合	81.0%	80.5%	79.9%（R2.9末）

(5) インセンティブ制度の実施及び検証 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を引き続き丁寧に行う。

(6) パイロット事業の実施 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・ ジェネリック医薬品の使用促進にあたり、支部の事前分析及び緊急対策における訪問実績より、複数店舗にまたがる系列薬局は低迷傾向が強く、また店舗個別のアプローチよりも、施設管理者へ一括したアプローチ及び情報提供ツールが有効であることから、系列店の使用状況を一元化した見える化ツールにより施設管理者（経営者）への直接的なアプローチを行う。

(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 企画総務グループ

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組みの進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・ 効率的、効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国、県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体と連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

iv) 基幹病院におけるフォーミュラリー促進

- ・ 経済財政再生計画の「改革工程表」に示された医薬品の適正使用の推進のため、基幹病院におけるフォーミュラリーの策定促進を図る。

KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な**意見発信を実施**する

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
データを活用した意見発信の実施	意見発信の実施	意見発信の実施	実施済

(8) 調査研究の推進 企画総務グループ

i) レセプトを活用した医療分野の調査研究の促進

- ・ バイオ製剤の後続品を推進するにあたり、患者への差額通知を念頭に、その対象となる薬剤の使用実態と対象疾患の関連をレセプトから抽出し、バイオ後続品差額通知対象ラインの調査を行う。

ii) 国の研究機関、県と連携した薬剤耐性（AMR）対策

- ・ 抗菌薬が効かない薬剤耐性の問題が世界中で深刻化している中、協会けんぽのレセプトを用い国の研究機関、県感染症発生動向調査委員会と連携した分析、可視化ツールによる働きかけを行う。さらに、保険者協議会と連携し、NDBデータと保険者の持つレセプト情報から共同分析を行い、ミクロとマクロの両視点から検証を行う。

iii) 調査研究の推進及び積極的な発信

- ・ 医療分野におけるレセプト分析の研究レベルを向上させ、学会への発表を積極的に行い、内外に広く情報発信する。

(9) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 企画総務グループ KPI設定なし

- ・標準人員に基づく適切な人員配置を行とともに、次期システム構想等の実現による業務の効率化等の状況を踏まえた、標準人員の見直しについて検討する。

(10) 人事評価制度の適正な運用 企画総務グループ KPI設定なし

- ・評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

(11) OJTを中心とした人材育成 企画総務グループ KPI設定なし

- ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進めるための情報収集を行う。

(12) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 企画総務グループ

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**20.0%以下**とする
(入札件数の見込み件数が4件以下の場合は、一者応札件数を1件以下とする)

指標	令和3年度KPI	令和2年度KPI	現状
一般競争入札に占める 一者応札案件の割合	20.0%以下	9.1%以下	0% (R2.11末)

(13) コンプライアンスの徹底 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

(14) リスク管理 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報への取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

K P I 一覽

(1) 基盤的保険者機能関係

項目	令和3年度 K P I	(参考) 令和2年度 K P I	現状
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を <u>100%</u> とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>99.1%</u> 以上とする	①100% ②98.2%	①100% (R2.11末) ②99.1% (R2.11末)
効果的なレセプト点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について <u>対前年度以上</u> とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を <u>対前年度以上</u> とする	①0.379% —	①0.321% (R2.11末) ②5,005円 (R1年度)
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について <u>対前年度以下</u> とする	0.66%	0.75% (R2.11月末)
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を <u>対前年度以上</u> とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を <u>対前年度以上</u> とする	①95.8% ②66.06%	①96.54% (R2.10末) ②45.62% (R2.10末)
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>92.7%</u> 以上とする	92.0%	65.1% (R2.11末)

(2) 戦略的保険者機能関係

項目	令和3年度 K P I	(参考) 令和2年度 K P I	現状
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診受診率を <u>65.8%</u> 以上とする ②事業者健診データ取得率を <u>7.6%</u> 以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を <u>26.1%</u> 以上とする	①63.7% ②6.0% ③26.0%	①32.7% (R2.11末) ②3.07% (R2.11末) ③8.5% (R2.11末)
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導実施率を <u>21.2%</u> 以上とする ②被扶養者の特定保健指導実施率を <u>16.5%</u> 以上とする	①17.1% ②9.1%	①8.9% (R2.10末) ②6.9% (R2.11末)
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>11.8%</u> 以上とする	12.9%	11.14% (R2.10末)
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>5,500事業所</u> 以上とする	—	5,336事業所 (R2.11末)
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>58.0%</u> 以上とする	55.0%	②56.7% (R2.11末)
ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <u>81.0%</u> 以上とする	80.5%	79.9% (R2.9末)
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会の場合において、医療データ等を活用した効果的な <u>意見発信を実施</u> する	左記と同じ	実施済

(3) 組織体制関係

項目	令和3年度 K P I	(参考) 令和2年度 K P I	現状
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>20.0%</u> 以下とする (入札件数の見込み件数が4件以下の場合、一者応札案件を1件以下とする)	18.2%	0% (R2.11末)